

道路占用取扱基準

富山県（以下「甲」という。）が管理する道路法第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）における公益事業者（以下「乙」という。）の占用に関し、道路法、道路法施行令、道路構造令、道路法施行規則及び富山県道路占用規則の定めによるほか、道路占用許可事務の取扱いについてはこの基準によるものとする。

（用語の定義）

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 線路 地下線路及び電柱等をいう。
 - (2) 地下線路 地下電線、水管、下水道管、ガスパイプ、石油管、マンホール、ハンドホール、洞道その他これらに類するもの及びこれらの附属設備をいう。
 - (3) 電柱等 地上電線、電柱、支線、支柱、支線柱その他これらに類するもの及びこれらの附属設備をいう。
 - (4) 附属設備 標柱、標石、排流器、ガス測定栓、配線函、端子函、切替盤、装荷線輪、集線装置、中継装置、洞道の換気、排水及び受給電の設備その他の線路に附帯して効用を全うする設備をいう。
 - (5) 砂利道路等 砂利道路その他舗装されていない道路をいう。

（道路掘削工事計画の調整等）

- 2 道路掘削工事計画の調整等については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 道路に関する工事（以下「道路工事」という。）の計画と地下埋設に係る占用に関する工事（以下「占用工事」という。）の計画の調整については、「道路の掘り返しの規制及び事故防止に関する事務取扱要領」（昭和55年6月30日富山県制定）による。
 - (2) 前号の調整により、乙が甲の道路工事に先立って行う占用工事（以下「先行工事」という。）を行った場合における当該道路の復旧部分の舗装工事に係る費用負担は、次に掲げるところによる。
 - ア 甲が新たに行う舗装工事（現舗装を破棄して行う場合を含む。）に要する費用は、甲の負担とする。ただし、先行工事により低下した支持力を回復する工事に要する費用は、乙の負担とする。
 - イ 甲が現舗装を基層として新たに舗装工事を行う場合は、現舗装の復旧に要する費用又はこれに代わる基層及び路盤による復旧に要する費用は乙の負担とする。
 - ウ 当該道路の交通量等の関係から、甲の舗装工事に先立って仮舗装等の工事を行う必要がある場合は、当該仮舗装等の工事に要する費用は、乙の負担とする。
 - エ 乙の責めに帰すべき理由による先行工事の遅延により、甲が道路工事に係る損失を補てんする必要があるが生じた場合、当該損失の費用は乙の負担とする。

(占有の場所)

3 道路の占有は、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる場所に限るものとし、線路については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 地下線路は、次の場所に埋設する。

ア 縦断線

(ア) 歩道と車道の区分のある道路にあつては、歩道部分とする。ただし、これによることが困難又は不相当なときは、車道の歩道寄りとする。

(イ) 歩道と車道の区別のない道路にあつては、路端寄りとする。

イ 横断線

車道及び歩道を斜めに横断しない箇所とする。

(2) 水管、下水道管及びガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離（以下「埋設深度」という。）を1.2メートル以下としない。ただし、別表第1の(1)、(2)及び(3)に掲げる管路等の埋設深度は、別表第1の2の(2)及び(3)によることができる。

(3) 地下電線を埋設する場合は、埋設深度（周辺埋め戻し部を含む。）は、車道の地下にあつては0.8メートル、歩道の地下にあつては0.6メートル（別表第2による本復旧又は仮復旧の工事の舗装構成の厚さの合計がこれを超える場合は、その厚さの合計とする。）以下としない。ただし、別表第1の(4)及び(5)に掲げる管路等の埋設深度は、別表第1の2の(1)によることができる。

(4) 前2号において埋設深度を設定するときは、次による。

ア マウントアップ構造の歩道にあつては、車道路面の最低部を基準とすること。

イ 他の占有物件（占有が見込まれるものを含む。）の引込管の迂回等の影響について考慮すること。

(5) 電柱等は、特に民地に建柱することができない場合に限り占有を認めるものとし、その場所は別表第3による。

(占有物件の構造)

4 乙は、マンホール、ハンドホール等の蓋を路面と同一の高さとなるよう設置し、次のとおり維持管理を行うものとする。

ア 蓋の高さを路面より高くないようにし、かつ、路面から2センチメートル以上低くないようにすること。

イ 前号の状態を常に保つよう点検補修を行うとともに、すべてのマンホール、ハンドホール等について点検年月日、補修内容、補修年月日等を記した点検記録表を路線毎に作成し、毎年11月上旬までに所轄土木センター所長・土木センターの土木事務所長（以下「所長」という。）に提出すること。

(占有工事の実施方法等)

5 占有工事の実施方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 工事の実施に当たっては、公衆災害の防止に努めることとし、着手前に工程表を甲に提出し、指示を受ける。

- (2) 地下線路（マンホール、ハンドホール等を除く。）の埋設工事における道路の掘削の底幅は、道路の復旧工事の際し、振動ローラ又はこれと同等以上の締め固め能力を有する機械（以下「振動ローラ等」という。）により、十分に締め固めることができる幅とする。
- (3) 道路の掘削は、工事中及び工事完了後に崩壊等を起こさないように土留工を施工し、又は土質に応じた安全な掘削勾配により行う。
- (4) 道路の掘削工事を行うに当たって、一車線以上の交通が確保できない場合は、原則として夜間に施工する。
- (5) 埋め戻し後は、速やかに仮復旧の工事を行い、交通の用に供すること。また、本復旧の工事が完了するまでの間は、乙において良好な維持修繕を行う。
- (6) 掘の周囲及び掘削の土砂又は工事用物品を置いた箇所には、通行人に危険が及ばないようにさくその他の設備を設け、かつ、夜間においては赤色燈又は黄色燈を点ずる。
- (7) 工事期間中は、「道路工事現場の保安施設設置基準」（富山県制定）に基づき、必要な道路標識及び工事保安設備を設ける。
- (8) 工事のため、やむを得ず通行の禁止又は制限を行うときは、案内（う回）、警戒、規制等の道路標識を設置する。
- (9) 円滑な交通を確保するため、乙は、甲の指示により、交通誘導員又は信号機を設置する。
- (10) 特に照明設備の維持管理に注意し、破損したときは速やかに取り替える。
- (11) 工事期間中に事故（乙内部の事故で軽微なものを除く。）が発生した場合は、速やかに甲及び警察等関係機関へ連絡する。

（道路の復旧方法等）

- 6 道路の復旧方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 道路の仮復旧及び本復旧の工事（以下「復旧工事」という。）は、乙が行うものとし、仮復旧の工事完了から1ヶ月経過後に本復旧の工事を行うものとする。ただし、甲が道路の構造を保全するために必要があると認める場合は、「道路損傷復旧工事の取扱いについて」（昭和60年6月1日付け道第443号富山県土木部長通知）に基づき、乙の費用負担により、甲が本復旧の工事を行う。
 - (2) 復旧工事の舗装構成は、別表第2による。ただし、同表に規定のない種別の舗装については、所長の指示するところによる。
 - (3) 復旧工事を行う道路の部分は、道路法施行規則第4条の4の7に定めるところによる。この場合における「掘削部分の路盤の厚さ（ t ）」は、別表第2の本復旧又は復旧の路盤の厚さの合計とする。
 - (4) 掘削部分の埋め戻しは、占用物件の設置の作業終了後直ちに、振動ローラ等（土留工を施工した場合に振動ローラの使用が困難な部分について用いるタンパー等を含む。）により、路体部、路床部、下層路盤及び上層路盤毎に1回の締め固め厚さを20センチメートル以下（上層路盤については15センチメートル以下）となるよう十分に締め固める。
 なお、軟弱地盤又は湧水地帯にあっては、湧水及び溜水を排除しながら施工する。

- (5) 掘削部分の埋め戻しに使用する材料は、次のとおりとする。
- ア 管周辺は、細かい土砂又は砂とし、管を防護するために必要な厚さとすること。
 - イ 路体部は、良質土（修正CBR>10）とすること。
 - ウ 路床部は、再生クラッシュラン（40ミリメートル以下）とすること。
- (6) 下層路盤、上層路盤及び加熱アスファルト混合物の材料は、別表第4による。また、これらの品質規格等は、「土木工事共通仕様書」（富山県土木部監修）により、これに記載のない事項については、「アスファルト舗装要綱」（社団法人日本道路協会編集）及び「セメントコンクリート舗装要綱（社団法人日本道路協会編集）」による。
- (7) 砂利道路等の表層には、道路法施行規則第4条の4の7に定める表面仕上げを行う面積の1.2倍の面積に厚さ10センチメートルを乗じて得た量のクラッシュラン（30ミリメートル以下）を使用する。
- (8) 表面仕上げの終了後は、残土、残材料等を取り除き、路面を清浄に仕上げる。

（復旧工事の完了検査）

- 7 復旧工事の完了検査は、「公益事業者の道路占用に伴う損傷復旧工事検査要領」（昭和61年2月26日付け道第115号富山県土木部長通知）によるものとする。

（占用物件の橋梁添架等）

- 8 占用物件の橋梁添架等は、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 電線、水管、下水道管及び又はガス管を橋梁に添架する場合は、「道路占用物橋りょう添架運用方針」（平成4年6月15日決定）による。
 - (2) 乙は、占用物件を橋梁に添架することにより増加する橋梁架設工事の費用を負担するものとし、その算定方法については、指定区間内の国道における取扱いを準用する。

（占用物件の支障移転）

- 9 甲は、道路法第71条第2項の規定に基づき占用物件の移転を求めるときは、あらかじめ道路占用物件移転依頼書を乙に提出するものとする。

（その他）

- 10 この基準に定めのない事項又は道路の構造、交通の状況、土質、占用物件の種類等によりこの基準によることができない事項は、当該道路の構造を掘削前の道路の機能と同等とするために必要な範囲内で、所長の指示するところによるものとする。

（基準の準用）

- 11 乙以外の者が、乙と同等の物件を占用する場合の取扱いについては、この基準を準用するものとする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。